

公文書管理制度を支える人材養成等のためのプロジェクトチームの設置について

平成17年9月1日館長決定
改正平成23年4月1日館長決定

1 設置目的

公文書館法（昭和62年法律第115号）及び公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨を踏まえ、公文書管理制度を支える人材養成等の具体的な方策について検討を行うため、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）に、「公文書管理制度を支える人材養成等のためのプロジェクトチーム」（以下「PT」という。）を設置する。

2 検討事項

PTは、下記事項について検討する。

- (1) 館が実施する研修計画の策定及び改定、並びに研修の充実方策
- (2) 公文書館専門職員（アーキビスト）等養成の強化方策
- (3) その他

3 構成

- (1) PTは、理事が主宰する。
- (2) PTの構成員は、次のとおりとする。ただし、必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

理事

次長

総務課長

業務課長

統括公文書専門官

首席公文書専門官

各課等の長が指名する職員

4 意見聴取

PTは、必要に応じ、国の機関の職員、学識経験者その他の関係者の意見を聴くことができる。

5 PTの開催

理事は、必要に応じ、会議を開催する。

また、構成員は、必要に応じ、理事に対して会議の開催を求めることができる。

6 PTの検討状況の報告

PTの検討状況は、随時幹部会等に報告するものとする。

7 P Tの庶務

P Tの庶務は、統括公文書専門官において、処理する。

8 その他

その他、P Tの運営に必要な事項については、理事が定める。